

守谷市中期財政計画

＜令和 4 年度～令和 8 年度＞

令和 4 年 2 月

守 谷 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景と経緯	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間.....	1
4 数値の見直し.....	1
5 会計単位.....	1
第2章 計画期間における財政見通し	2
1 歳入の見通し.....	2
2 歳出の見通し.....	4
3 財政収支見通し.....	6
第3章 収支改善に向けた取組.....	8
1 予算編成を通じた取組	8
2 歳入面での取組.....	8
3 歳出面での取組.....	9
4 歳入・歳出両面からの取組.....	10
5 収支改善に向けた取組を加味した収支見通し.....	11
第4章 計画の目標指標	12
1 第二次守谷市財政計画における目標指標の達成状況	12
2 新たな目標指標の設定	13
3 目標達成に向けた取組	15
第5章 計画の見直しが必要となる場合	16
参考資料（第二次守谷市財政計画期間における財政状況）	17

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と経緯

本市では、安定した財政運営を行うため、平成18年5月に「守谷市財政計画」（計画期間：平成18年度から平成27年度）を策定し、社会情勢の変化や新規事業の実施等を受けた将来推計を毎年度見直ししながら、この計画を守谷市における財政運営の指針としてきました。

その後、平成25年11月に「第二次守谷市財政計画」（計画期間：平成25年度から令和3年度）に改定した上で、毎年度見直しを行いながら、現在に至っています。

令和4年度からは、「第三次守谷市総合計画」（計画期間：令和4年度から令和13年度）がスタートします。今回策定する「守谷市中期財政計画」は、この総合計画の期間における歳入の予測、各種計画と連携した歳出の見通し及び投資の結果としての将来負担を示すことで、総合計画を財政的視点で支えるものであり、計画的で持続可能な財政運営を行うための指針となるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「第三次守谷市総合計画前期基本計画」（計画期間：令和4年度から令和8年度）における収支見通しを示し、併せて実施予定事業の財源を裏付けるものです。

財政の健全化に取り組みつつ、総合計画実現のために計画する事業の実効性をより高めるものと位置付けます。

3 計画の期間

「第三次守谷市総合計画前期基本計画」の期間であること、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化やふるさと納税制度の動向が不確かであることから、本計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間としますが、財政の将来推計としては、令和12年度（現年度を含む10年間）を対象に行っています。

4 数値の見直し

本計画の実効性を高めるため、社会経済情勢の変化や各種計画の進捗状況等を踏まえ、数値について毎年度見直しを行い、「第三次守谷市総合計画前期基本計画」との整合性を図ります。

5 会計単位

対象会計は一般会計とし、歳入は目的（財源）別、歳出は性質別に推計しています。
また、各年度の当初予算額を推計値としています。

第2章 計画期間における財政見通し

今後の財政収支の見通しとして、令和4年度から令和8年度までの収支について分析しました。（令和4年度は当初予算額を計上しています。また、各年度とも、ふるさと納税に係る歳入・歳出は見込まないものとします。）

1 歳入の見通し

（1）市税

個人市民税については、人口推計を基に算出した納税義務者数、直近のデータに基づく平均所得割額や税額控除を勘案し推計しています。

法人市民税については、令和5年度以降、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に戻ると仮定した上で推計しています。

固定資産税については、評価替えの影響は勘案していますが、（仮称）新守谷駅周辺土地区画整理事業や（仮称）守谷SAスマートIC周辺土地区画整理事業に基づく大規模投資による増収は見込まずに推計しています。

収納率は令和4年度当初予算と同程度を見込んでいます。

市税全体としては、人口の増加による市民税の増収を見込んでいますが、固定資産税の評価替えに伴う減収の差引により、総額では減少傾向を見込んでいます。

（2）地方譲与税・交付金・地方交付税

地方譲与税は、国税として徴収した税源を国が市町村に対して譲与するものです。本市の譲与税には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税があります。

交付金は、都道府県税として徴収した税源を都道府県が市町村に対して交付するものです。本市には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別対策交付金があります。

地方交付税には、客観的基準に基づき算定された財源不足額に応じて交付される普通交付税と、普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される特別交付税があります。

推計に当たっては、譲与税及び交付金については、令和4年度当初予算額を踏まえ推計していますが、地方交付税については、市税収入や交付金の増減等に連動して普通交付税を推計し、特別交付税は令和2年度決算額と同額を計上しています。

（3）分担金及び負担金・使用料及び手数料

分担金及び負担金は、市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。

使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける方から、その受益に対する実費負担的なものとして徴収するものです。

推計に当たっては、分担金及び負担金については、収支計画を見直すために各部から報告を受けた臨時事業調査（以下「臨時事業調査」という。）から後年度の増減見込額（主に保育料）を積算し推計しています。

使用料及び手数料については、令和4年度当初予算額を踏まえ推計しています。

（４）国庫支出金・県支出金

国庫支出金、県支出金は、行政上特定の事業を実施するに当たり、国や県から交付されるものです。これらの支出金には、負担金、委託費、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金などがあります。

推計に当たっては、臨時事業調査から後年度の事業実施に対する収入見込額を積算し推計しています。

（５）市債

市債は、道路や学校といった公共施設の建設や改修に必要な資金を、外部から長期にわたり借り入れるものです。市債には当年度の財源を確保する意味のほか、世代間の公平性を図る意味もあります。公共施設は長期間利用するもので、その受益が多世代にわたる特徴もあるため、借り入れた市債を複数年にわたり償還することで、後年度の世代にも応分の負担を求めることになります。

推計に当たっては、普通債については、臨時事業調査で計上された普通建設事業のうち、概ね5,000万円以上の事業に係る財源として、臨時財政対策債については、普通交付税の推計に基づき見込んでいます。

なお、令和2年度末の市債残高は112億円でしたが、令和3年度以降の公共施設の増改築に伴う借入額の増加により、ピーク時の令和7年度には残高額が約204億円（令和2年度比では約90億円の増額）となることが見込まれます。

また、独立行政法人都市再生機構等が立替施行で整備した小中学校等の整備に係る償還金（関公費）の残高は令和2年度末で7億円ありましたが、令和6年度で全ての償還が終了します。

【市債残高の推計】

（単位：億円）

	R2 実績	R3 推計	R4 推計	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計
市債残高	112.5	137.6	144.8	163.2	195.2	203.5	188.9
関公費残高	7.1	4.4	1.5	0.2	0	0	0

※残高は元金のみで利子は含んでいません。

（６）その他

財産収入は、市が有する財産の貸付や売払等による収入であり、令和4年度当初予算額と同額を計上しています。

繰入金は、一般会計と特別会計における会計間の繰入や、財政調整基金等の各種基金からの繰入があります。推計に当たっては、財政調整基金繰入金は年度ごとの財源不足額を、公共公益施設整備基金繰入金は施設の大規模改修の事業実施に合わせた額を、ふるさとづくり基金繰入金は令和4年度末の残高見込全額（令和4年度は令和3年度と同程度の寄附があると想定）を令和5年度以降に繰り入れるものとしています。その他の基金からの繰入金は、令和4年度当初予算額を基準に今後の基金残高の動向を踏まえ計上しています。

諸収入は、他の収入科目に含まれない収入であり、市税の延滞金や学校給食費納付金等があります。推計に当たっては、令和4年度当初予算額を基準に、児童・生徒数の増減から給食費の増減を勘案し推計しています。

2 歳出の見通し

（1）人件費

人件費は、職員の給与や議員、会計年度任用職員等への報酬など、労働の対価として支払われる経費です。

推計に当たっては、今後の職員数の増減及び臨時事業調査から後年度の事業実施による増減を積算し推計しています。地域手当の上昇は見込んでいません。

推計人口の増加に合わせた職員の増員を想定し、人件費は増額を見込んでいます。

（2）扶助費

扶助費は、生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく被扶助者への支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費です。その多くは、法令により市の支出が義務付けられています。

推計に当たっては、人口推計を踏まえた臨時事業調査（扶助費調査）から後年度の増減を積算し推計しています。

対象者が拡大していく傾向にあり、今後も一定の増加が見込まれます。

（3）公債費

公債費は、市が借り入れた市債に対する元金及び利子の償還金です。

推計に当たっては、臨時事業調査において財源とした新規借入分に係る償還額を積算し、既存借入に係る償還分と合わせて推計しています。

中央公民館や学校改修事業等の大規模事業の財源として借り入れた市債の元金償還が始まる令和5年度以降、増加に転じる見込みです。

（4）物件費、維持補修費、補助費等、普通建設事業費、繰出金

物件費は、旅費、交際費、需用費などの消費的性質の経費です。

維持補修費は、道路、公共施設などの効用を維持するための経費です。

補助費等は、市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合等）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。

普通建設事業費は、道路、橋りょう、学校、庁舎などの公共施設の新増設の建設事業や老朽化した公共施設の維持・改修事業に必要とされる投資的な経費です。

推計に当たっては、臨時事業調査から後年度の増減を積算し推計しています。

なお、補助費等については、上記積算に加え、常総地方広域市町村圏事務組合の財政計画に基づく市からの負担金に係る増減分を加味し、推計しています。

（５）積立金

積立金は、計画的な財政運営や特定の目的のために設置される基金に支出する経費です。

推計に当たっては、財政調整基金については、過去３年間の平均収入率・執行率を基に積算した年度ごとの繰越額を、地方自治法第233条の2に基づく歳計剰余金積立として、歳出とは別計上で見込んでいます。

公共公益施設整備基金については、普通建設事業費のピークが過ぎる令和８年度以降に積立再開を見込んでいます。（R8～9：１億円、R10～11：２億円、R12：１億円）

その他の基金については、令和４年度当初予算額を基準に計上しています。

（６）その他

貸付金、投資及び出資金については、令和４年度当初予算額を踏まえ推計しています。

3 財政収支見通し

歳入・歳出の見通しを受けた令和4年度から令和8年度まで収支は以下のとおりです。

【歳入・歳出及び収支の見通し】

(単位：百万円)

区 分／年 度		R3 予算	R4 予算	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計
歳 出	義務的経費	11,951	12,077	11,846	12,067	12,263	12,536
	人件費	3,999	4,058	4,067	4,069	4,071	4,078
	扶助費	6,570	6,682	6,584	6,805	7,023	7,263
	公債費	1,079	1,033	1,060	1,172	1,169	1,195
	関公費	303	304	135	21	0	0
	物件費	5,650	5,073	5,181	5,174	5,198	5,580
	その他の支出	4,712	4,798	4,889	5,401	5,249	5,455
	普通建設事業費	5,653	4,366	5,110	5,964	4,847	2,843
	歳出合計 ①	27,966	26,315	27,026	28,606	27,557	26,414
歳 入	一般財源	13,634	14,694	14,801	14,688	14,686	14,680
	市税	11,356	12,107	12,333	12,110	12,092	12,046
	譲与税・交付金	2,278	2,587	2,468	2,578	2,594	2,634
	国・県支出金	6,829	6,212	6,525	6,963	6,746	6,833
	市債	3,512	1,685	2,235	3,200	2,538	1,058
	その他の収入	1,199	1,206	1,210	1,214	1,214	1,215
	小 計	25,174	23,797	24,771	26,065	25,184	23,786
	財政調整基金繰入金	1,205	927	965	1,169	2,223	1,692
	公共公益施設整備基金繰入金	140	140	140	200	150	0
	ふるさとづくり基金繰入金	1,150	1,451	1,150	1,172	0	0
	歳入合計 ②	27,966	26,315	27,026	28,608	27,557	25,478
収 支(②-①)		0	0	0	0	0	△936
財政調整基金残高(年度末)		3,400	3,759	3,548	3,141	1,692	0
公共公益施設整備基金残高		1,683	1,543	1,403	1,203	1,053	1,153

(注釈) 各年度とも、ふるさとづくり寄附金に係る歳入及び歳出は計上していません。

令和7年度までは、財政調整基金を繰り入れることで収支の均衡を何とか保つことができましたが、収支不足分に財政調整基金を無計画に全額繰り入れていった場合、財政調整基金は令和8年度に枯渇してしまう状況です。

近年は、ふるさとづくり寄附金（を原資としたふるさとづくり基金繰入金）を政策的・重点的な事業の財源として活用してきましたが、今後についても、ふるさとづくり寄附金を見込まないと、総合計画実現のために各部で計画するスケジュールでの事業実施は、非常に困難な状

況にあることが分かります。

各年度の収支均衡を図り、財政計画の計画期間における財源不足額を解消した上で、令和 8 年度以降も持続可能な財政運営を行っていくためには、収支改善に向けた対策を講じる必要があります。

第3章 収支改善に向けた取組

第2章で示したように、計画期間内における本市の財政状況は厳しく、持続可能な財政運営を行っていくには、何らかの対策を行う必要があります。

総合計画を実効性のある計画とし、持続可能な財政運営を行っていくためには、毎年度の予算編成を通して経費を圧縮するほか、様々な取組を推進し、財源不足を解消していく必要があります。

計画期間における財源不足を解消するために、以下のとおり対策を講じていきます。

1 予算編成を通じた取組

- ・ 予算要求時の一般財源にシーリングを設定するなど、必要な調整を行う。
- ・ 義務的・法的な経常経費についても、可能な限り、伸び率の上昇を抑制するとともに削減に努める。

2 歳入面での取組

- ・ ふるさとづくり寄附金等の活用 【効果額 R5～R8 で 46.0 億円】
ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の制度を活用し、歳入の確保に努める。
(ふるさとづくり寄附金や地方創生応援税制寄附金の拡充)
重点政策や投資的経費の財源として活用する。
→令和5年度以降もふるさとづくり基金繰入金を令和3年度当初予算と同額見込む。

上記繰入額は 25 億円の寄附金額ベースであるため、令和3年度の寄附実績から見ると、余裕を持った金額にはなっています。

しかしながら、この解消策はふるさと納税制度の存続次第であり、さらに、ふるさとづくり寄附金は市税のように安定して収入を見込める財源ではありません。

そのため、制度や寄附金を確保できているうちにその収入を有効活用し、将来に備えた財源確保や財源不足解消の道筋を付けることが重要になります。

財源が不足するからといって、安易に繰入額を増額しない財政規律が求められます。

- ・ 多様な財源の確保 【効果額 現時点では見込まず】
積極的に、国・県補助金をはじめとした外部資源を導入する。
活用されていない基金を有効に活用する。
→特に、公共施設の改修に補助金等を活用できないか検討する。
- ・ 未利用市有地の利活用 【効果額 現時点では見込まず】
未利用市有地の利活用方針を早期に定め、処分や貸付といった有効活用を図る。

【主な公共施設の大規模改修等の予定】

施設名	R4	R5	R6	R7	R8
市役所庁舎（増築）		●————●			
保健センター	●————●				
御所ヶ丘小体育館		●————●			
守谷中学校校舎（増築）	●————●				
守谷中学校体育館					●————●
御所ヶ丘中学校校舎		●————●			
愛宕中学校体育館	●————●				
けやき台中学校校舎			●————●		
北守谷公民館			●————●		
郷州公民館				●————●	
高野公民館					●————●
中央図書館				●————●	

※上記は令和3年度臨時事業調査に基づく予定であり、今後変更となる場合があります。

3 歳出面での取組

- ・ デジタルトランスフォーメーション（DX）推進による経費削減

【効果額 R7～R8 で 0.6 億円】

DX の考え方を取り入れ、仕事の質と量を見直すことで、徹底した無駄の排除を行う。
→令和7年度以降、人件費と物件費の削減を見込む。

【DX により期待される効果】

人件費…生産性向上による新規採用職員の抑制、時間外勤務の削減など

物件費…デジタル化や業務効率化による経費の削減など

- ・ 扶助費の伸び率を抑制 【効果額 R5～R8 で 1.6 億円】

社会保障費の増等による扶助費の増額は不可避でも、その伸びを少しでも抑制する。
→市単独事業の見直し、給付の適正化、介護予防事業等により扶助費の抑制を目指す。

- ・ 民間活力の活用 【効果額 現時点では見込まず】

民間の資金やノウハウを活用した事業展開を図る。

- ・ 事業の必要性の精査及び平準化 【効果額 R5～R8 で 2.5 億円】

事業の必要性や経費を十分に精査する。

→財源や他の事業費との兼ね合いを見て、各年度における事業費の平準化を図る。

ふるさと納税制度を考慮しない場合、収支の均衡を保つには、この取組が特に重要になります。

4 歳入・歳出両面からの取組

- ・ 臨時的な事業に充当できる財源の確保

地方税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源等）と人件費、扶助費、公債費のように、毎年度経常的に支出される経費に充当される一般財源（経常経費充当一般財源等）に注目すると、直近の決算である令和2年度とふるさとづくり寄附金事業を拡充する前の平成27年度との決算を比較した場合、経常経費充当一般財源等は7.4億円増加している一方、経常一般財源等は6.2億円の増加にとどまっています。

これは経常一般財源等の伸び以上に、経常経費充当一般財源等が伸びている状況を表しており、その差引も令和2年度と平成27年度では1.1億円減少するなど、経常一般財源のうち臨時的経費に回せる財源が減っていることが分かります。

さらに、上記のように臨時的経費に回せる財源が減っている一方で、普通建設事業費は令和2年度と平成27年度を比較すると0.9億円増加しています。

このことから、臨時的な事業を実施していくためには、歳入・歳出両面から取組を進め、経常経費の抑制や更なる財源を確保することで、臨時的な事業に充当できる財源を生み出す必要があります。

（※現状は、臨時的な事業に充当できる財源が減った分を、主にふるさとづくり寄附金で賄っている状況です。）

【経常一般財源等の年度比較】

	平成27年度 ①	令和2年度 ②	差引（②－①）
経常一般財源等 A	126.0 億円	132.2 億円	+6.2 億円
経常経費充当一般財源等 B	113.3 億円	120.7 億円	+7.4 億円
差引（A－B）	12.7 億円	11.6 億円	△1.1 億円
普通建設事業費（一財充当分）	13.0 億円	13.9 億円	+0.9 億円

※普通建設事業費（一財充当分）には、ふるさとづくり基金繰入金を充当している分も含めています。

5 収支改善に向けた取組を加味した収支見通し

第2章で示した収支見通しを基に、第3章で示した収支改善に向けた取組を加味した収支見通しは以下のとおりです。

【歳入・歳出及び収支の見通し（取組反映後）】

（単位：百万円）

区 分／年 度		R3 予算	R4 予算	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計
歳 出	義務的経費	11,951	12,077	11,802	11,908	12,158	12,327
	人件費	3,999	4,058	4,067	4,069	4,061	4,063
	扶助費	6,570	6,682	6,568	6,758	6,925	7,095
	公債費	1,079	1,033	1,032	1,060	1,172	1,169
	関公費	303	304	135	21	0	0
	物件費	5,650	5,073	5,181	5,174	5,139	5,516
	その他の支出	4,712	4,799	4,861	5,373	5,221	5,427
	普通建設事業費	5,653	4,366	5,075	5,929	4,812	2,808
	歳出合計 ①	27,966	26,315	26,919	28,384	27,330	26,078
歳 入	一般財源	13,634	14,694	14,801	14,688	14,686	14,680
	市税	11,356	12,107	12,333	12,110	12,092	12,046
	譲与税・交付金	2,278	2,587	2,468	2,578	2,594	2,634
	国・県支出金	6,829	6,212	6,514	6,927	6,673	6,707
	市債	3,512	1,685	2,235	3,200	2,538	1,058
	その他の収入	1,199	1,206	1,210	1,214	1,214	1,215
	小 計	25,174	23,795	24,759	26,028	25,110	23,659
	財政調整基金繰入金	1,205	927	869	1,005	919	1,268
	公共公益施設整備基金繰入金	140	140	140	200	150	0
	ふるさとづくり基金繰入金	1,150	1,451	1,150	1,150	1,150	1,150
	歳入合計 ②	27,966	26,315	26,919	28,384	27,330	26,078
収 支(②－①)		0	0	0	0	0	0
財政調整基金残高(年度末)		3,400	3,759	3,644	3,400	3,255	2,759
公共公益施設整備基金残高		1,683	1,543	1,403	1,203	1,053	1,153

※見直し後の推計に当たり、ふるさとづくり寄附金は、当該年度の歳入（寄附金）を歳出（物件費、補助費等、積立金）に全額充当するため、歳入・歳出総額には加えず、寄附金を財源としたふるさとづくり基金からの繰入金のみを見込んでいます。

第4章 計画の目標指標

1 第二次守谷市財政計画における目標指標の達成状況

平成 25 年度から令和 3 年度を計画期間とした第二次守谷市財政計画では、以下の 4 項目を計画目標に掲げ、財政運営に取り組んできました。項目によっては明確な数値目標を設定していないものもありますが、その達成状況を確認します。

(1) 財政調整基金と公共公益施設整備基金を合わせた残高 30 億円の確保

(計画策定時に設定した「財政調整基金残高の 10 億円確保」から平成 28 年度に見直し)

財政調整基金と公共公益施設整備基金を合わせた残高の状況は以下のとおりとなっており、目標は達成できる見込みとなっています。

年度	基金残高	備考
平成 25 年度末	37.2 億円	
令和 3 年度末見込	48.2 億円	12 月補正後の見込

(注釈) 平成 25 年度末の残高は財政調整基金残高、守谷城址公園整備基金残高及び義務教育施設修繕基金残高の合計としています(平成 26 年度に守谷城址公園整備基金と義務教育施設修繕基金を統合して公共公益施設整備基金を設置したため)。

(2) 単年度収支の均衡と公債費の抑制

財政調整基金を繰り入れることで、単年度収支は均衡がとれています。

公債費の状況は以下のとおりです。計画期間内において起債を抑制してきたことにより、大きく減額となっています。

年度	公債費	備考
平成 25 年度	18.0 億円	
令和 3 年度見込	10.8 億円	12 月補正後の見込

(3) 経常収支比率及び実質公債費比率の抑制

経常収支比率は、経常的に収入される一般財源が、毎年度経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを表し、財政構造の弾力性を示す指標です。

指標については、(2)で示したとおり公債費が減額になっているものの、その他の経常経費が伸びていることにより、平成 25 年度と令和 2 年度を比べると上昇しています。

実質公債費比率は、通常の元利償還金に準元利償還金(公債費に準ずる債務負担行為や公営企業・一部事務組合への公債費見合いの支出)を加えた実質的な公債費の割合を示す指標です。

指標については、(2)で示したとおり、計画期間内における起債の抑制により、平成 25 年度と令和 2 年度を比べると減少しており、目標数値として掲げた 18%以内を大きく下回っています。

	経常収支比率	実質公債費比率	備考
平成 25 年度	86.8%	6.8%	
令和 2 年度	91.2%	4.0%	直近の確定値

(4) 市債活用の適正化

令和元年度以降、公共施設の増改築による借入額の増加により、市債残高は増額となっていますが、財政規模に対する市債の残高割合は県平均を大きく下回っています（令和 2 年度：守谷市 85.9%。県内市平均 169.6%）。

また、借入に当たっては、交付税措置の大きい起債を優先的に選択しています。

	市債残高	関公費残高	計
平成 25 年度末	142.5 億円	25.0 億円	167.5 億円
令和 3 年度末見込	164.8 億円	4.4 億円	169.2 億円

※残高は元金のみで利子を含んでいません。

財政調整基金や公共公益施設整備基金の残高、公債費に係る額や比率は目標値を達成できていますが、経常収支比率は数値を改善することができませんでした。

また、市債残高は増加していますが、他市と比べると、まだ財政規模に対する割合や返済に係る公債費の割合は大きくありません。今後、推計上で市債残高の増加を見込んでいる中、その返済（つまり公債費）がどの程度までなら財政運営に支障をきたさないかの判断が重要になります。後述の目標指標で、その判断基準を整理します。

2 新たな目標指標の設定

本計画は、第 1 章で示したとおり、第三次守谷市総合計画の実効性を高めるとともに、計画的で持続可能な財政運営を行うための指針とするものです。

本計画においては、「持続可能な財政運営」は、以下の要件から成り立つものと整理します。

- ① 経済情勢の急激な変化による大幅な税収減や、災害の発生等による思わぬ支出の増加に対応できるとともに、収支の均衡を取り、安定的な財政運営ができる。
- ② 将来に見込まれる支出負担（公共施設の更新費用等）への備えがある。
- ③ 市債の借入が適正規模であり、無理なく償還ができている（公債費が抑えられている）。結果として、経常財源を投資的経費に回す余地があり、資金繰りができている。

そのための基準となる数値を、以下のとおり「目標指標」として設定します。

(1) 財政調整基金残高

財政調整基金残高に係る目標指標

令和8年度末において、最低でも残高27億円の確保を目標とする。

財政調整基金残高の適正規模は標準財政規模の15%~20%とされるので、令和3年度の標準財政規模約135億円を基準に残高目標を設定しています。

(2) 公共公益施設整備基金残高

公共公益施設整備基金残高に係る目標指標

20年後に今後の更新費用を見据えた残高40億円を確保するため、令和8年度末において、最低でも残高10億円の確保を目標とする。

建物の大規模改修による延長を踏まえ更新時期を70年後と設定した場合、市の公共施設の多くが令和20年代に順次建替えの時期を迎えます。

仮に、同程度の建物に建て替える場合、固定資産台帳の取得価格を踏まえると再調達価格は300億円程度になります。そのうち、財源として国庫補助金や起債を充当した残りの一般財源負担分を1割と想定し、その財源を公共公益施設整備基金で賄うとすると30億円が必要な基金の額となり、そこに物価上昇等を加味して10億円を加算した40億円の基金を、20年後の更新費用として確保することを目指します。

財政計画上では、普通建設事業費の動向に合わせ、当面の間、公共公益施設整備基金を取り崩すことを予定していますが、普通建設事業費がピークを過ぎる令和8年度以降に積立を再開し、目標の金額を目指していく予定です。

なお、この再調達価格の試算は、現状の施設を同じように建て直した場合のものであり、社会情勢の変化（想定以上の人口減、財政悪化、時代の変化等）によっては、施設の在り方を見直すことも大いに考えられます。

その場合は、再調達価格も300億円から上下することも想定され、合わせて公共公益施設整備基金の残高目標も上下することになります。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率に係る目標指標

毎年度、令和2年度の県内市平均6.5%以下を目標とする。

今後の公共施設の増改築に伴う借入額の増加により、公債費の増加が見込まれるため、指標は悪化する見込みとなっています。しかしながら、借入に当たっては、交付税措置のある有利な起債の選択、償還期間や償還方法の工夫など、償還に当たっても、ふるさとづくり寄附金を原資とした繰上償還を状況によっては視野に入れるなどして、比率の抑制に努めます。

※比率が大きくなる（悪化する）ほど、市債の償還額等が財政運営を圧迫している状態にあり、経常財源を他の経費に回す裁量が少なくなる、つまり、公債費以外の経費を捻出することが困難になっている状態を表します。

3 目標達成に向けた取組

前述した目標指標を達成するには、第3章で示した収支改善に向けた取組を着実に実行する必要があります。

そのために、社会情勢の変化を的確に捉え、毎年度の予算編成の中で収支見通しを最新のものに更新し、予算編成の中で必要な措置を講じることとします。

第5章 計画の見直しが必要となる場合

本計画は、社会経済情勢の変化や各種計画の進捗状況等を踏まえ、数値について毎年度見直しを行うこととしています。計画全体の大幅な見直しが必要になるケースをあらかじめ想定しておきます。

以下のような事態になった場合は、本計画を、積極的な事業推進よりも財政の健全化に比重を置いたものに見直します。

① 実質公債費比率が目標指標を超える場合

実質公債費比率が大きくなると、前述のとおり公債費以外の経常経費に回せる財源が減少していることを表します。限られた財源を活用するには、経常経費となっている経常的な事業の大幅な見直しが必要になります。

② 何らかの要因で市税が急激に減った場合

急激な人口の減少や法人の動向によっては、市税が大幅に減少することもあり得ます。財政面に与える影響が大きいため、歳入・歳出両面から抜本的な対策を行う必要性が出てきます。

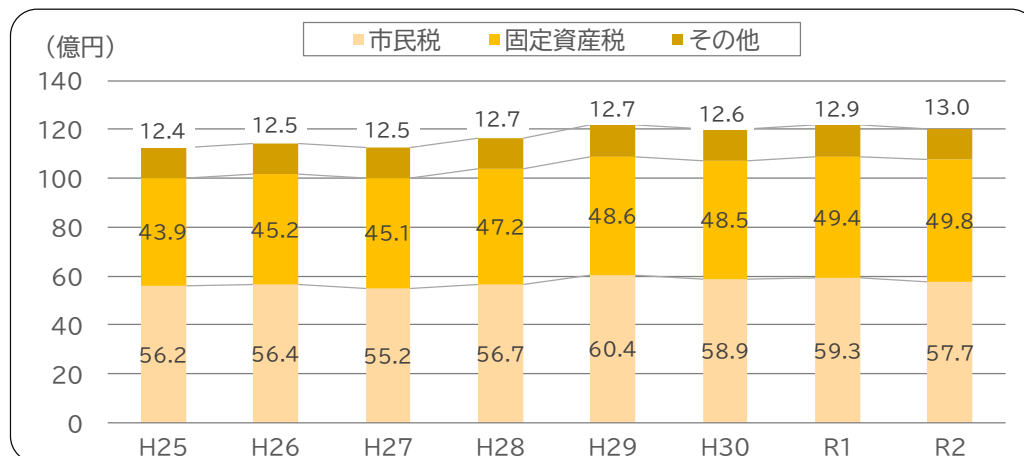
③ ふるさと納税制度の縮小や廃止・寄附金額が大幅に減額となった場合

改善の取組においては、ふるさとづくり寄附金の活用を主要な取組としているため、ふるさと納税制度が縮小や廃止される場合、寄附金額が現在の規模よりも減額となる場合は、既存事業や実施予定事業の見直しが必要になります。

（計画の見直しが必要になる寄附金額の水準は、2年続けて20億円を下回るような状況を想定します。）

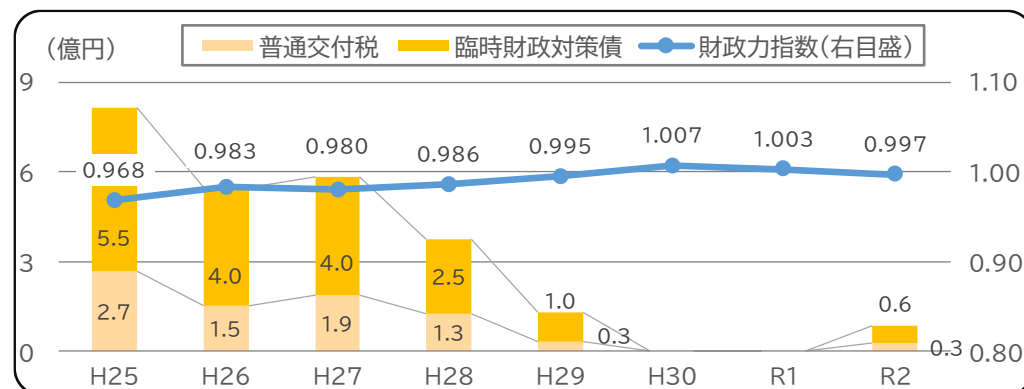
参考資料（第二次守谷市財政計画期間における財政状況）

①市税収入の推移



市民税のうち個人市民税については、人口の増加に支えられ伸びが続いていますが、法人市民税が社会情勢に左右される部分があるため、市民税全体では大きな伸びが見られません。固定資産税については、松並地区の大規模開発等により順調に伸びています。

②普通交付税、臨時財政対策債及び財政力指数（単年度）の推移

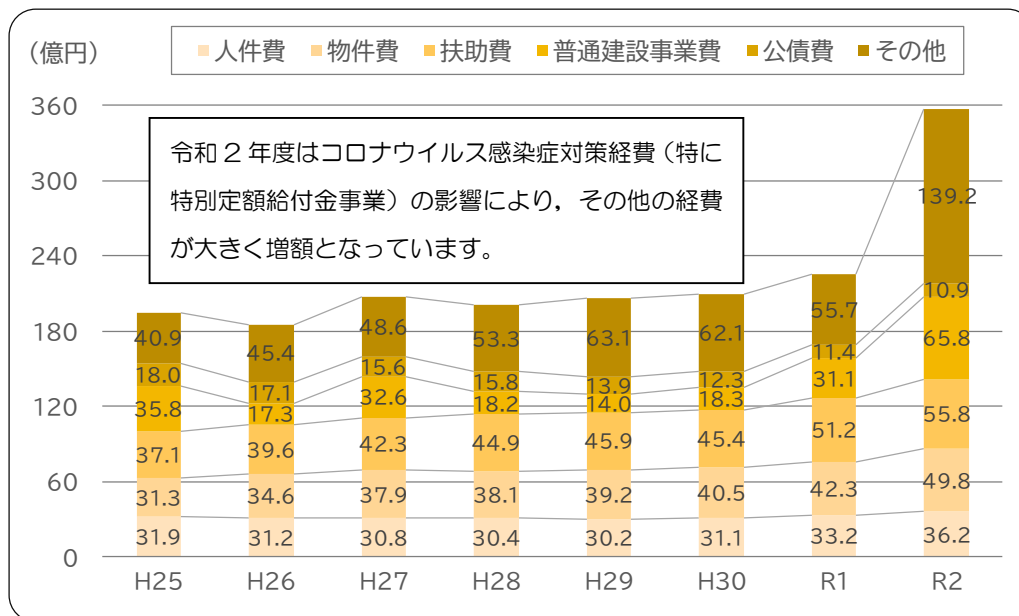


税収の伸びを受け、平成 25 年度以降、普通交付税は減額傾向となり、平成 30 年度と令和元年度は不交付団体になりましたが、令和 2 年度は税収の減により交付団体に戻っています。

財政力指数は 1 に近いほど財源に余裕があるとされ、単年度で 1 を超えると普通交付税の不交付団体となります。

※単年度で 1 を超えた平成 30 年度と令和元年度は、普通交付税、臨時財政対策債ともに 0 円。

③主な性質別歳出の推移



人件費は、職員数の増と会計年度任用職員制度の開始により、近年増加傾向にあります。

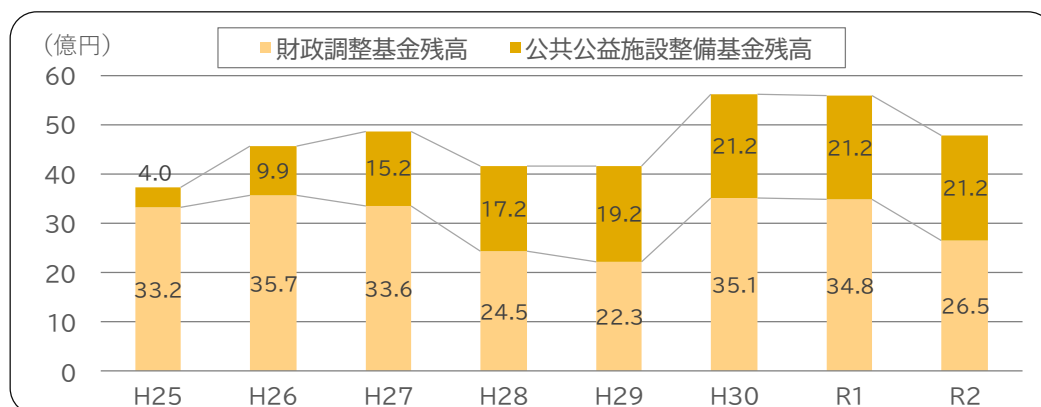
物件費は、ふるさとづくり寄附金の増加に合わせ近年大きく増加しています。

扶助費は、社会保障費の増加等により、一貫して増加傾向にあります。

普通建設事業費は、公共施設の大規模改修の増により、令和元年度以降増加しています。

公債費は、償還額が借入額を大幅に上回る時期が続いたため、大きく減少しています。

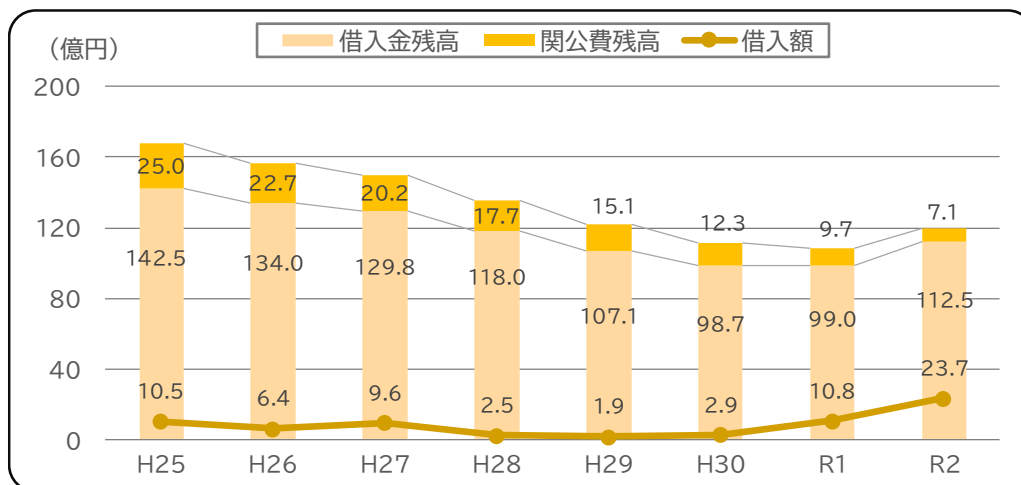
④財政調整基金残高と公共公益施設整備基金残高の推移



財政調整基金残高は、平成29年度までは減少傾向にありました。その後は一旦増加後、減少に転じています。

公共公益施設整備基金残高は、平成26年度から平成30年度まで行った積立により増加しています。

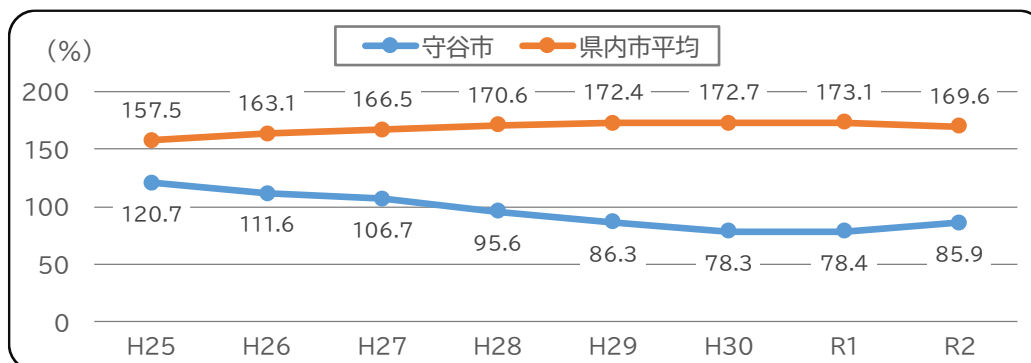
④ 借入金及び関公費の残高と借入額の推移



借入金残高は、償還額が借入額を大幅に上回る時期が続いたため、大きく減少してきましたが、令和元年度以降は、公共施設の大規模改修等に伴う借入額の増加により、増加傾向に転じています。

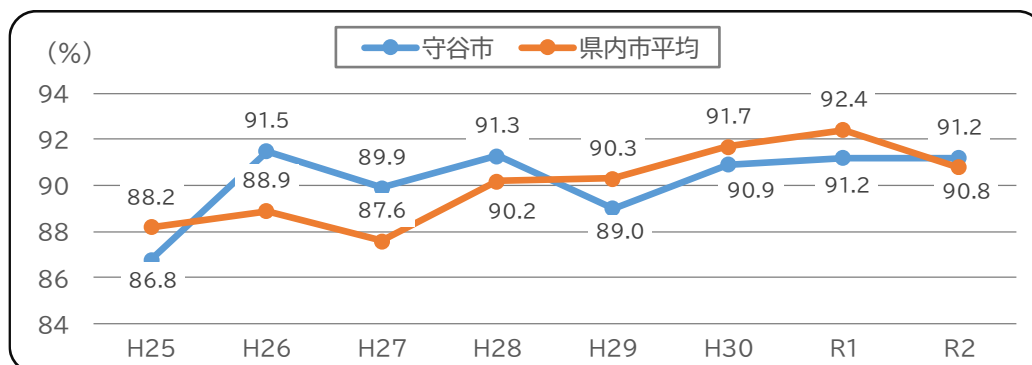
関公費残高は、新たな増加要因がないため、順調に残高が減少しています。

⑥ 市債残高比率の推移



市債残高比率は、借入金残高と同様に、償還額が借入額を大幅に上回る時期が続いたため、大きく減少してきましたが、令和元年度以降は、公共施設の大規模改修等に伴う借入額の増加により、増加傾向に転じています。

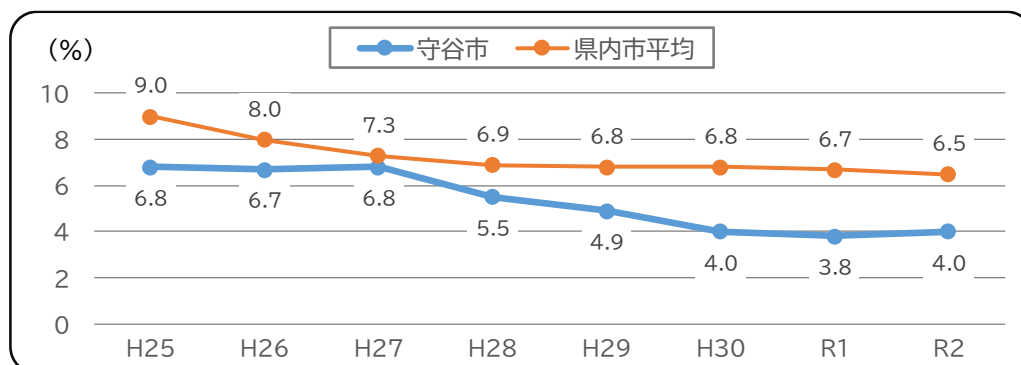
⑦経常収支比率の推移



経常収支比率は、公債費は減少してきたものの、扶助費を始めとしたその他の経常経費の増加により、増加傾向にあります。

※H29～R1 は経常経費へのふるさづくり寄附金充当を控除した実質的な経常経費ベースで比率を算出し直しています。

⑧実質公債費比率の推移



実質公債費比率は、償還額が借入額を大幅に上回る時期が続いたため、減少傾向にありましたが、令和2年度は、基準財政需要額に算入された公債費の減等により増加に転じました。